



# 第2次 釧路市 環境基本計画 2021 - 2030 【改定版】

2024年（令和6年）  
3月改定

☆ 釧路市



# はじめに



鈷路市では、2021年（令和3年）3月に「第2次鈷路市環境基本計画」を策定し、本市の望ましい環境像である「人と自然がつながる、未来へつながる 環境都市くしろ」の実現に向けて、市民・事業者の皆様と協働で環境の保全及び創造に関する施策に取り組んでいるところです。

本計画の期間は、2030年度（令和12年度）までの10年間としていますが、計画策定から3年が経過する中でも、世界各地で記録的な熱波や豪雨が観測されるなど、地球温暖化を要因とする気候変動の影響が顕著になり、自然生態系や私たちの

の生活に大きな被害をもたらしています。

こうした危機感が強まる中、2021年（令和3年）10月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、産業革命前からの気温上昇幅を1.5°Cに抑えることが世界共通目標として合意されました。

そのような国際的な動きの中で、国においては、2021年（令和3年）10月に「地球温暖化対策計画」を改定し、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目標に掲げました。

また、北海道においても2022年（令和4年）3月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」が改定され、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で48%削減することを目標にしています。

一方、本市も2021年（令和3年）2月に2050年のカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言した都市として、本計画の基本目標「低炭素社会の形成」を「脱炭素社会の形成」に発展させ、自然と共生する再生可能エネルギーの導入や鈷路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の「ゼロカーボンパーク」における脱炭素の取り組み、ブルーカーボンなどの二酸化炭素吸収源対策、ペットボトルの水平リサイクルなどの脱炭素化につながる施策を拡充いたしました。

また、本計画に新たに「鈷路市気候変動適応計画」を包含することで、気候変動の影響に適切に対処し、被害を回避・軽減するための「適応策」を推進してまいります。

引き続き、市民や事業者の皆様のご尽力を賜りながら環境像の実現に向け、環境行政の推進に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の改定にあたりまして、熱心にご審議いただきました鈷路市環境審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた市民や事業者の皆様から感謝申し上げます。

2024年（令和6年）3月

鈷路市長 蝦名大也

# 目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の目的	10
第3節 計画の位置付け	10
第4節 環境の範囲	11
第5節 計画の対象	11
第6節 計画の期間	11
第2章 釧路市の概況	13
第3章 望ましい環境像と基本目標	19
第1節 望ましい環境像	20
第2節 基本目標	21
第4章 目標の実現に向けた施策の展開	23
第1節 施策展開の基本的な考え方	24
第2節 施策の体系	25
第3節 各分野の施策	26
第5章 計画の推進に向けて	67
第1節 計画の推進体制と進行管理	68
第2節 各主体に求められる役割	69
資料編	71
1 釧路市環境基本条例	72
2 策定および改定経過	76
3 釧路市環境審議会名簿	77
4 諮問・答申	78
5 用語集	79
6 目標と管理指標一覧	82

## ▷ 本計画は

「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」<sup>※1</sup>2024年（令和6年）3月改定  
「釧路市気候変動適応計画」<sup>※2</sup>2024年（令和6年）3月策定  
を包含します。

※1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）にあたる計画。

※2 「気候変動適応法」第12条に基づく。

# 環境基本計画の構成

## 第1章 計画の基本的事項

環境行政の動向など計画策定の背景、計画の目的、計画の位置付け、環境の範囲、計画の対象、計画の期間についてまとめます。

- ①計画策定の背景
- ②計画の目的
- ③計画の位置付け
- ④環境の範囲
- ⑤計画の対象
- ⑥計画の期間

## 第2章 釧路市の概況

釧路市の地勢や人口の推移、気象など釧路市の現状についてまとめます。

- ①概況
  - ・地勢、人口、気象など

## 第3章 望ましい環境像と基本目標

目指すべき望ましい環境像を定め、それを実現するための基本目標を示します。

- ①望ましい環境像
- ②基本目標

## 第4章 目標の実現に向けた施策の展開

基本目標ごとに、基本施策を定めるとともに、基本施策ごとの現状と課題、数値目標、施策の方向性、具体的な取り組み内容を示します。

また、市民や事業者の取り組みについても示します。

- ①施策展開の基本的な考え方
- ②施策の体系
- ③各分野の施策
  - ・脱炭素社会の形成
  - ・循環型社会の形成
  - ・自然との共生社会の実現
  - ・住み良い生活環境の確保
  - ・環境教育・環境保全活動の推進

## 第5章 計画の推進に向けて

計画の実効性を高めるための推進体制と進行管理についてまとめます。また、進行管理の中で各主体に求められる役割を示します。

- ①計画の推進体制と進行管理
- ②各主体に求められる役割